【別表1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

○ 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震 対策を促進する必要がある。

(町営住宅の老朽化対策)

○ 町営住宅について、「中山町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理(修繕、改善等)を推進する必要がある。

(空き家対策)

○ 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県や他市町等と連携して総合的 な空き家対策を推進する必要がある。

(家具の転倒防止対策)

○ 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(2-1, 2-5, 8-4 にも記載)

(街路・都市施設の整備)

○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、資機材保管場所や一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策)

○ 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動 予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、町民に情報提供していく必要がある。(1-2 にも記載)

(避難場所の指定、耐震化・設備整備)

- 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機の配備、衛星携帯電話などの非常用通信機器の整備等が 行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための施設整備を促進する必要がある。
- 住民自らの判断に基づく町外への「広域避難」のための避難先確保や、緊急的な高台・盛土等の垂直避難場所の整備を 促進する必要がある。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎等の耐震化・維持管理等)

○ 不特定多数が集まる町有施設のうち、「新耐震基準」による建築・耐震改修が完了していない施設については、早急に 対応を行う必要がある。

また、これまでも各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等の取組みを進めてきているが、役場庁舎が 完成から 40 年以上経過するなど、法定耐用年を超える庁舎等が増加していくことから、中山町公共施設等総合管理計画に 基づき、施設の長寿命化を推進や更新も含め、計画的な維持管理を行っていく必要がある。(3-2 にも記載)

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

○ 被害発生危険性の高い地域(洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上)内に立地する防災対策拠点など公 共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 不特定多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。
- 歴史民俗資料館については、耐震化が完了していないことから、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応 を促進する必要がある。
- 保育園は耐震診断を実施し、基準を満たしているが、幼稚園等においては未確認となっている。未確認の施設について は、耐震化の状況を確認すると共に耐震診断等が必要であれば助成制度を活用しながら耐震診断の実施を促すとともに、 診断結果に基づく適切な対応を促進する必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設 の耐震化とともに火災への対応を検討し、安全性を確保する必要がある。

(都市公園施設の耐震化・維持管理)

○ 都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みが必要である。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

○ 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道 建築物の耐震化を促進する必要がある。 (1-1にも記載)

(大規模盛土造成地対策)

○ 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、市町村と連携し変動 予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、町民に情報提供していく必要がある。(1-1 にも記載)

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

○ 近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における町民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水 想定区域や避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップを作成し、普及促進する必要がある。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定)

○ 洪水時の避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、災害時や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いなが ら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

(タイムラインの運用)

○ 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン (事前 防災行動計画) の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

(治水対策の推進)

○ 近年、気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増している。このため、河川改修や流水機能を確保 する対策が必要である。

(河川管理施設の維持管理)

○ 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

(都市部における内水浸水対策)

○ 近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。現在計画されている下水道雨水幹線等施設整備を鋭意進めているが、整備率は34%と全国平均(57%)に比べ遅れている。このため、「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備を早急に進める必要がある。

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度 にわたり県 土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

○ 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定)

○ 土砂災害の発生が予想される際、避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、災害時や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 (2-2, 7-1-6-3にも記載)

(砂防施設の整備・維持管理)

- 土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備について災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設 (24時間入居型)の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。 (7-1にも記載)

1-5) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理)

暴風雪時において、各道路管理者と連携し応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

(道路の防雪施設の整備)

○ 気象条件の変化に対応した防雪施設等(雪崩防止柵や流雪溝等の排雪施設等)の必要性を検証する必要がある。

(道路の除雪体制等の確保)

○ 豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、各道路管理者(国、県)と円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で、財源確保や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、オペレーターの確保、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

○ 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。このため、「屋根雪下ろし・落 雪事故防止注意喚起情報」を発表して事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。 今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

(豪雪災害時の災害救助法適用)

○ 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物(雪)の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る 必要がある。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。 (3-2, 4-1にも記載)

(災害時における住民への情報伝達)

○ 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線(同報系)や登録制メール、緊急速報メール(エリアメール)、スマートフォンアプリ(@InfoCanal)など、様々な手段で情報を伝達しているが、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する必要がある。 (4-2にも記載)

(自主防災組織の育成等)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民による防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う 自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。

(防災教育の充実)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等 を図る必要がある。
- 小中学校においては、指導者向けの「防災教育指導の手引き」、及び児童生徒向けの「防災教育用啓発資料」をそれぞれ 活用し防災教育の充実に取り組んでおり、引き続き、防災教育の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

○ 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。

(災害時の要配慮者支援)

○ 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄)

○ 家庭における備蓄については、住民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発 活動を行う必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

○ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報 交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41%(H25)、浄水施設が15%(H25)、配水施設が39%(H25)と、全国平均の各々35%、22%、47%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- 災害時における飲用水確保のため、最上川中部水道企業団や簡易水道組合(土橋・柳沢)との連携協力を図る必要がある。

(応急給水体制などの整備)

○ 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。 (6-2にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

○ 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(1-1,2-5,8-4にも記載)

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

○ NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備)

○ 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。 (7-1-6-3にも記載)

(孤立集落アクセスルートの確保)

○ 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、 雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化 を推進する必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊との連携)

○ 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制 の強化を図る必要がある。

(自主防災組織の育成)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民による防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う 自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。 (8-3にも記載)

(広域防災拠点の整備)

○ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。 (2-1にも記載)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保)

○ 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点施設等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点施設等へ供給する燃料を確保する必要がある。(3-2にも記載)

(消防防災ヘリ等に供給する燃料の確保)

○ 大規模災害発生時に、他県や自衛隊等のヘリによる応援を円滑に受け入れるため、十分な燃料の確保を図る必要がある。

(医療機関での非常時対応体制)

○ 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援)

○ 災害時における医療確保のため、県、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等、関係 機関とともに定期的な訓練を実施していく必要がある。

(ドクターへリの活用による救急医療体制)

○ 運航実績が年々増加しているドクターへリについては、症例検討会による事後検証等に参加し、関係機関ととに、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保を推進する必要がある。

(災害医療コーディネート活動による医療支援)

○ 県は、災害時における被害・患者状況等の情報収集や医療支援に係る指揮調整機能の一元化を図るため、災害医療統括コーディネーター、地域災害医療コーディネートリーダー及び地域災害医療コーディネーターを委嘱しており、災害時での体系的な災害時医療提供体制の構築を図るため、自治体などの関係機関を対象とした実務的な研修会を実施している。今後、厚生労働省より地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインが示されることが予定されており、県が主催する研修会等に参加し、県、地区医師会、消防機関など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る必要がある。

(周産期医療体制の整備)

○ 県は、東日本大震災での対応をもとに、今後、災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた検討を「山形県周産期医療協議会」において行うこととしており、協議会での検討を踏まえ、県とともに、災害時の周産期医療提供体制を整備する必要がある。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

○ 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、食料と飲料水の備蓄を指導する必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

○ 各社会福祉施設の防災対策について、現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う必要がある。

(緊急輸送道路等の確保)

○ 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー(ロック)シェッドの長寿命化を推進する必要がある。(1-1, 2-1, 8-4 にも記載)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要があるが、予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン(第2期)の接種率は約94%(H26)、同四種混合ワクチン接種率は約90%(H26)、同高齢者インフルエンザワクチン接種率は約55%(H26)にとどまっている。
- 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や県道、高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化

(被災地における治安維持)

○ 大規模災害時には、人命救助や交通の安全確保等に人員を割かれるなど、人員の絶対的不足が見込まれるが、他県警からの応援派遣の円滑な受入れなど、被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制整備が必要である。

3-2) 県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の維持管理等)

○ 不特定多数が集まる町有施設のうち、「新耐震基準」による建築・耐震改修が完了していない施設については、早急に 対応を行う必要がある。

また、これまでも各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等の取組みを進めてきているが、役場庁舎が完成から40年以上経過するなど、法定耐用年を超える庁舎等が増加していくことから、中山町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進や更新も含め、計画的な維持管理を行っていく必要がある。 (1-2にも記載)

(町の業務継続に必要な体制の整備)

○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、住民生活に密着する 行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要が ある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

○ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの継続性を確保するための対策を講じる必要がある。

(大規模災害時における広域連携)

○ 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、北海道・東北8道県による相互応接協定や隣接県との 防災上の連携・協力に関する協定、全国知事会の広域応接に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。こ のため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。 (2-1にも記載)

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。 (1-6,4-1にも記載)

(緊急車両に供給する燃料の確保)

○ 災害時において、被災現場や避難所を巡回する緊急車両への燃料供給が滞らないように、石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両へ供給する燃料を確保する必要がある。(2-4にも記載)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。 (1-6,3-2にも記載)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート※)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

※ Lアラート… 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の 共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民等への情報伝達体制)

○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害 対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が 停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

(災害時における住民への情報伝達)

○ 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線(同報系)や登録制メール、 緊急速報メール(エリアメール)、スマートフォンアプリ(@InfoCanal)など、様々な手段で情報を伝達しているが、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する必要がある。 (1-6にも記載)

(自主防災組織の育成)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民による防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う 自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)

○ 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効であることから、町内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

(リスク分散を重視した企業誘致等)

○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本 県町への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため事業者との連絡体制を強化する必要がある。(6-1にも記載)

5-3) 基幹的交通ネットワーク (陸上、海上、航空) の機能停止

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、 順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化につ いても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更 新を実施する必要がある。

(6-4 にも記載)

(奥羽新幹線の整備)

○ 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線の整備を早期に実現する必要がある。 (8-4にも記載)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの 生産基盤の整備を推進する必要がある。 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る

6-1) 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライチェーンの機能 の停止

(エネルギー供給事業者との連絡)

○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、事業者との連絡体制を強化する必要がある。(5-2にも記載)

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○ 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。

また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光など家庭・事業所及び公 共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

6-2) 上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路が41%(H25)、浄水施設が15%(H25)、配水施設が39%(H25)と、全国平均の各々35%、22%、47%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っており、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- 災害時における飲用水確保のため、最上川中部水道企業団や簡易水道組合(土橋・柳沢)との連携協力を図る必要がある。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策)

○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

(災害時の応急給水体制などの整備)

○ 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水 や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道に係る事業継続計画(BCP)策定・施設耐震化等)

○ 下水道に係る業務継続計画(BCP)について、当町は策定済みであるが、近年の災害態様に併せて、より実効性のある下水道BCPとなるよう継続して見直しをしていく必要がある。また、緊急輸送道路下に埋設した下水管渠をはじめ、下水道施設の耐震化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。

さらに、下水道施設の長寿命化計画は、マンホールポンプ施設等のストックマネジメント実施方針を現在策定中であるが、管路についても早めの策定を進めていく必要がある。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策)

○ 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンを適正に整備、災害対応を図る必要がある。また、機能診断の結果を踏まえて適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。

(合併処理浄化槽への転換)

○ 「中山町生活排水処理基本計画」を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き 促進する必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(路線バス等地域公共交通の確保)

○ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス運行事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策)

○ 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震 化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

(災害に強い路網整備)

○ 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備、治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策)

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、 順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更 新を実施する必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成)

○ ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順 次整備を行う必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザ ードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 (2-2,7-3にも記載)

(砂防施設の計画的な維持管理)

○ 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。 (1-4にも記載)

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

○ 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策)

○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

(危険物施設の耐震化)

○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を 図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

○ 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を 図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保全管理)

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家が取り組む田んぼダムや地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 (2-2,7-1にも記載)

7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

(放射線モニタリングの実施)

○ 福島第一原子力発電所における事故の影響を把握するため、「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づいて必要な放射線モニタリングを実施しているが、隣接県の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、町民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。

(原発事故発生時の初動対応)

○ 原子力発電所から事故等の通報を受けた際の適切な初動対応について、関係機関、事業者等との連携を図る必要がある。

(原子力事業者との連携)

○ 隣接県に立地する原子力発電所における事故等の情報をいち早く把握するため、原子力事業者との連携強化を図る必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の運用)

○ 町内で大規模自然災害による災害廃棄物が発生した際には、「中山町災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置き場や廃棄物処理施設において適正かつ迅速な処理体制の確保を図る必要がある。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携)

○町は、中山町建設同友会と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、一層の連携強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- 災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

○ 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。 特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難と なることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民による防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う 自主防災組織については、引き続き、組織化を促進する必要がある。 (2-3にも記載)

(被災者生活再建支援制度の拡充)

○ 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度 の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(奥羽新幹線の整備)

○ 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線の整備を早期に実現する必要がある。 (5-3にも記載)

(緊急輸送道路等の確保)

○ 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等 危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要 がある。(1-1,2-1,2-5 にも記載)

(迅速な復興に資する地籍調査)

○ 当町の地籍調査はほぼ完了している。